

特定活断層に係る土地利用の適正化について

「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る
 震災に強い社会づくり条例」が制定されました。

**中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）に係る
 「土地利用の適正化等」に関する規定が施行され、
 「特定活断層調査区域」の指定手続きを行っています。**

【平成25年5月12日「特定活断層調査区域図（5千分の1）（案）」を公表しました】

平成25年8月30日に「特定活断層調査区域図」を県報で公示し、
 区域を指定する予定です。

＜区域指定後は、特定施設を新築等する場合には県に届出が必要となります＞

■「土地利用の適正化等」の概要

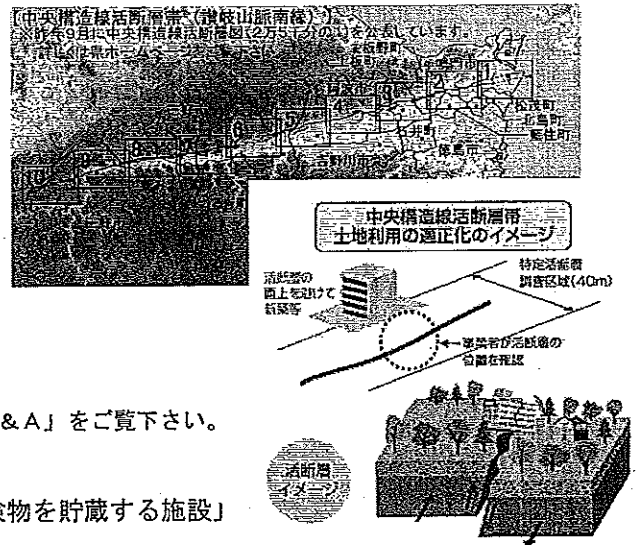
中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生すれば、活断層の直上では、地表面のズレにより建築物等に大きな被害が生じます。

このため、条例では、活断層の調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定し、特定施設を新築等（新築、建て替え）する場合には、活断層の位置を確認し、その直上を避けていただくこととしています。

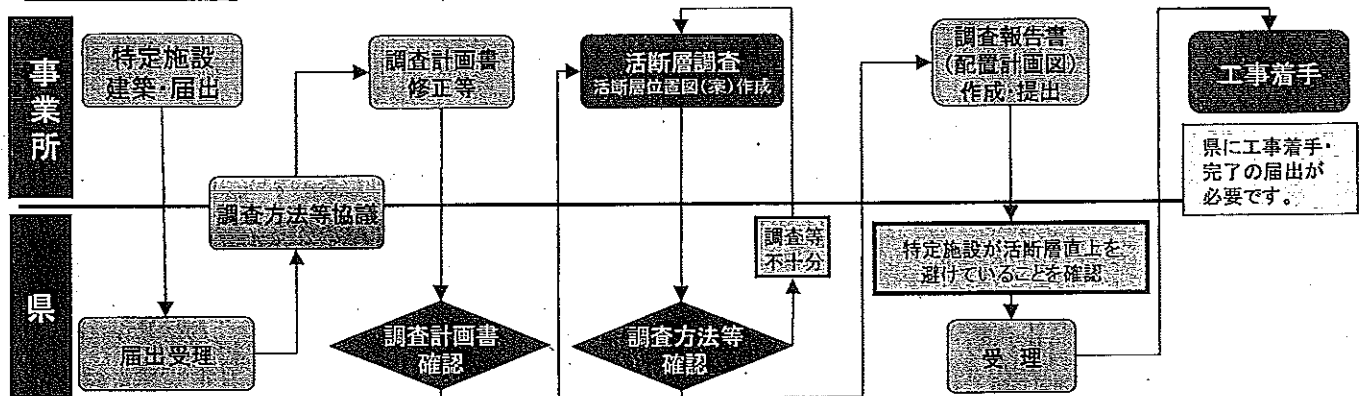
※県HP：「中央構造線活断層帯に係る土地利用の適正化 Q&A」をご覧ください。

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121800054/>

※特定施設：「多数の人が利用する建築物」及び「危険物を貯蔵する施設」
 特定施設については、裏面を参照してください



■届出の手続き



※無届出や未調査、活断層直上を避けない場合などは、勧告・公表の対象となります。

特定施設一覧

◆多数の人が利用する建築物

建築物		規模 階数及び用途面積(当該施設に供する部分の床面積の合計)
1	幼稚園、保育所	2階以上かつ500㎡以上
2	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校	
3	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上
4	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
5	高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校	
6	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
7	病院、診療所(医療保護施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設を含む)	
8	劇場、観覧場、映画館及び演芸場	
9	集会場及び公会堂	
10	展示場	
11	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗及び卸売市場	
12	ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿営業に供する施設	
13	共同住宅、寄宿舎及び下宿	
14	事務所	
15	博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	3階以上かつ1,000㎡以上
16	遊技場	
17	公衆浴場	
18	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
19	理容所、美容所	
20	不動産を営む店舗、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行業を営む営業所その他これらに類するサービス業を営む店舗	
21	銀行、貸金業者の営業所その他これらに類するもの	
22	工場	
23	自動車の駐車場又は船舶、航空機、バス若しくは鉄道の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
24	体育館	1階以上かつ1,000㎡以上
25	複合建築物(複数の用途の施設が存在する建築物)	建築物の規模が対象建築物の階数以上であり、かつ対象となる建築物の用途面積の合計が規制対象の用途面積以上となる場合に、対象施設として取り扱う

◆危険物を貯蔵する施設

危険物		数量
1	火薬類	
	①火薬	10トン以上
	②爆薬	5トン以上
	③工業用雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個以上
	④銃用雷管	500万個以上
	⑤実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個以上
	⑥導爆線又は導火線	500キロメートル以上
	⑦信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン以上
	⑧その他の火薬を使用した火工品	10トン以上
	⑨その他の爆薬を使用した火工品	6トン以上
2	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量以上
3	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン以上
4	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル以上
5	マッチ	300マッチトン以上
6	可燃性のガス(7の項及び8の項に掲げるものを除く。)	2万立方メートル以上
7	圧縮ガス	20立方メートル以上
8	液化ガス	2千トン以上
9	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン以上
10	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	200トン以上

備考

1 この表の左欄に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵する場合には、同表の右欄に掲げる数量は、貯蔵する同表の左欄に掲げる危険物の数量の数をそれぞれ同表の右欄に掲げる数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1以上である場合の数量とする。

2 この表の6の項及び7の項の左欄に掲げる危険物に係るそれぞれの同表の右欄に掲げる数量は、温度が零度で圧力が1気圧の状態におけるものとする。

＜問い合わせ先＞
徳島県危機管理部南海地震防災課

TEL:088-621-2710 FAX:088-621-2849
Eメール:nankaijishinbousaika@pref.tokushima.lg.jp